

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

運輸省告示第372号

昭和48年9月6日

一部改正 運輸省告示第140号

平成11年3月10日

一部改正 運輸省告示第268号

平成12年7月4日

一部改正 国土交通省告示第569号

平成20年5月12日

一部改正 国土交通省告示第175号

平成26年2月28日(4月1日施行)

一部改正 国土交通省告示第429号

平成31年3月27日(4月1日施行)

(適用範囲)

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

第3条 当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。

- (8) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

- 2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

（運賃及び料金）

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

- 2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

（運賃及び料金の収受）

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

（旅客に対する責任）

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

○国土交通省告示第四百二十九号

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第十一条第三項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十七日

国土交通大臣 石井 啓一

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する告示

(一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正)

第一条 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>刃物</u> その他の物品を携帯しているとき。 (8)～(11) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>物品</u> を携帯しているとき。 (8)～(11) (略)

(一) 一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正
 第2条 一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和六十二年運輸省告示第四十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれ、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略)

(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>刃物</u> その他の物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)	(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>物品</u> を携帯しているとき (8)～(11) (略)
---	---

(一) 一般貨物旅客自動車運送事業標準運送約款の一部改正
 第3条 一般貨物旅客自動車運送事業標準運送約款(昭和六十二年運輸省告示第四十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれ、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>刃物</u> その他の物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された <u>物品</u> を携帯しているとき (8)～(11) (略)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>2 (略)</p> <p>(運賃及び料金) 第五条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(運賃及び料金) 第五条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け実施しているものによります。</p>

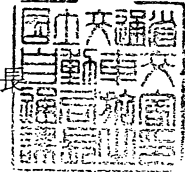


国自旅第45号

平成20年5月8日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局旅客課長

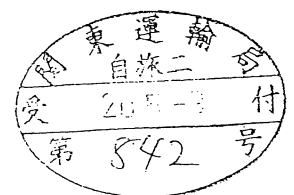
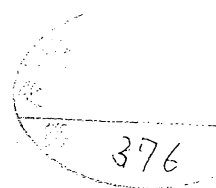


感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る標準運送約款の改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が改正され、平成20年5月12日に施行されることに伴い、新型インフルエンザ等感染症が都道府県知事の入院勧告等の措置の対象となる感染症に追加されることとなる。

これに伴い、昭和48年運輸省告示第372号「標準運送約款（一般乗用旅客自動車運送事業）を定めた件」及び昭和62年運輸省告示第49号「標準運送約款（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業）を定めた件」について、運送の引受け又は継続を拒否することがある旅客にインフルエンザ等感染症の患者を追加する改正を行い、平成20年5月12日から施行することとしたので関係事業者に対して周知されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長、社団法人全国個人タクシー協会会長、財団法人全国福祉輸送サービス協会会長及び社団法人日本バス協会会長あてにも通知していることを申し添える。



○昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号（一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款）の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款</p> <p style="text-align: right;">運輸省告示第 372 号 昭和 48 年 9 月 6 日</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 1 条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。</p> <p>2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。</p> <p>（係員の指示）</p> <p>第 2 条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>（運送の引受け）</p> <p>第 3 条 当社は、次条又は第 4 条の 2 第 2 項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>（1） 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。</p>	<p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款</p> <p style="text-align: right;">運輸省告示第 372 号 昭和 48 年 9 月 6 日</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第 1 条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。</p> <p>2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。</p> <p>（係員の指示）</p> <p>第 2 条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。</p> <p>（運送の引受け）</p> <p>第 3 条 当社は、次条又は第 4 条の 2 第 2 項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p> <p>（運送の引受け及び継続の拒絶）</p> <p>第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</p> <p>（1） 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。</p>

- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することができます。

（運賃及び料金）

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け実施しているものによります。

- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (9) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することができます。

（運賃及び料金）

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の收受)

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の收受)

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。